

令和 7 年 2 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿部町長 盛田 昌彦

市町村名 (市町村コード)	鹿部町 (01-343)	
地域名 (地域内農業集落名)	鹿部町全域 (本別地区、宮浜地区、鹿部地区、大岩地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、肉用牛の飼養経営のみが行われている。当地区では農業者が2件しかおらず、大部分の農地を地域内の農業者及び法人が採草地・放牧地として利用している。当町の農地は家庭菜園として利用しているのがほとんどであり、農地として利用しなくなる場合は、ほとんどが荒廃農地化してしまう。現状の農用地を継続して農地として利用出来る環境を整備することが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の農用地を継続して農地として利用出来る環境を整備し、地域の農業関係者と地域計画に則った農地の活用・整備を継続して行う必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	303.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	303.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地台帳に基づき記載。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の継続した利用を促進するため、担い手の経営意向を踏まえ、農用地利用者の確保に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内として担い手への経営意向を踏まえ、遊休農地等が発生した場合、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、今後農用地の草地改良を主として基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、農地も限られていることから、担い手の経営意向を踏まえながら、新規担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
それぞれの経営者が用途によって委託事業等を活用することにより、地域全体の農作業効率改善を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				